

れた物により加重して相当量の外部被ばくをし、かつ、汚染された物を吸入・経口摂取することにより、相当量の内部被ばく及び毒性的作用を受け続けることとなった。この点、9月11日から同月12日までの間に採取された申請人の尿からは、1kg当たり0.096ベクレルのセシウム134及び1kg当たり0.13ベクレルのセシウム137が検出された。

放射性物質は、放射線を発し、その放射線の作用により、人に対して放射線被ばくを引き起こして放射線障害を生じさせる性質を有し、もしくは、その毒性的作用により、人に対して中毒及びその続発症を生じさせる性質を有するものである。

申請人は、このような有害な性質を有する放射性物質を、現に生体に沈着するなどした状態で体内に存在させられることを余儀なくされているのであり、この申請人の身体の汚染は、本件放射能汚染がなければ起こり得なかったものであるから、その量の多寡にかかわらず、申請人は健康に係る身体上の利益（人格権）を侵害されている。

また、低放射線量の被ばくにおいても発がんリスクがあること、放射線による確率的影響の誘発によるがんのリスクについて、バックグラウンドを超えるやや高い線量では、線量の増加と有害影響の発生確率の増加について、比例関係を想定することは妥当な近似であり、がんのリスクにおいても遺伝的影響のリスクにおいても、そのリスクに閾値は想定されていないことなどの知見が公表されており、上記のような申請人の被ばくにより、申請人に生ずる確率的影響による有害影響の発生確率は相当程度上昇した。かかる有害影響の発生確率の上昇も、本件放射能汚染による外部被ばく及び内部被ばくがなければ起こり得なかったものであり、その量の多寡にかかわらず、申請人は健康に係る利益（人格権）を侵害されている。

さらに、原子力委員会が策定した「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」によれば、原子力発電所周辺の公衆の受ける放射線の実効線量の目標値は、1年間に50マイクロシーベルトであり、申請人は、本件事故前には、福島第一原発が放出する放射性物質によって1年間に50マイクロシーベルトを超える被ばくを受けることはないという実質的な利益を有していたが、本件事故後には、大気中の放射線量上昇分による外部被ばくだけでも、1年間に50マイクロシーベルトを超えるから、上記利益が侵害されており、これにより申請人の人格権が侵害されている。また、ICRPの勧告においては、公衆被ばくの実効線量限度は、1年間に1ミリシーベルトであるところ、申請人は、本件放射能汚染により外部被ばく及び内部被ばくをしており、これらの被ばくにより、申請人に係る実効線量限度のうちの相当量は、こうした外部被ばく及び内部被ばくに充当されて、その部分について、申請人は、他の要因による被ばくを受けることが許容される利益を喪失していることになるから、その多寡にかかわらず、人格権を侵害されている。

この点、被申請人は、あたかも疾病又は傷害が発現しなければ損害が生じないかのように主張するが、仮に、本件事故によって放出された放射性物質の放射線の作用又は毒性作用が、それのみによっては疾病又は傷害が発現しない量であるとしても、同様に、それのみによっては疾病又は傷害が発現しない他の要因による被ばく等と重疊的に被ばく等をすることによって、疾病又は傷害が発現する可能性があるのであれば、結局、本件放射能汚染による被ばく等によっても健康に係る身体上の不利益が生じることになるのである。そもそも、疾病又は傷害が発現しなければ健康に対する被害とは言えないと解釈した場合、実際にかん等を発症したとしても、それを放射線の作用による確率的

影響以外の要因での発症と識別することは、現在の科学的知見では困難であり、因果関係の立証が著しく困難になる可能性が高く、放射線の作用による確率的影響のみによってがん等を発症した者も救済を受けられないことになるから、客観的に明らかな放射線被ばくそのものが健康に対する被害であると解するべきである。

(イ) 生活環境に係る被害

本件放射能汚染により、申請人の生活環境中のあらゆる物が放射性物質に汚染されている状態であり、申請人は、放射線の少ない環境で安全かつ平穏に生活する利益、清浄な空気、水、土壌及び食品を享受して生活する利益を侵害された。

被申請人は、東京都特別区における放射線量は生活環境に影響を及ぼす状態にはない旨主張するが、その量の多寡にかかわらず、本来生活環境に存在しないはずの有害な放射性物質が現に生活環境中に存在し、たとえわずかでも放射線量が上昇すること自体が、生活の安全及び平穏を害するものであり、生活環境に係る被害を構成する。東京都特別区においても、現に毎日のように放射線量の状況や放射性物質の検出を示す報道がなされ、かつ放射性物質による汚染が進んでいることが判明しており、うっかりすると知らずに高濃度に汚染された放射性物質に接しかねない状況の中で、除染を気に掛けるなど、生活において常に放射性物質の存在を念頭に置かなくてはならない状態にある。また、放射性物質による生活環境への影響については、その放射線の作用のほか、その毒性的作用も考慮すべきである。このような本件事事故後の生活環境を、本件事事故前の生活環境と比べると、仮に放射性物質の量が健康に被害を及ぼすほどではないとしても、無視できるほど微量であるなどとは到底言える量ではなく、生活環境は明らかに悪化しており、生活環境に係る被害が生じていることは明らかである。

ウ 損害額

(ア) 検査費用 8 万 4 9 9 0 円

申請人は、本件放射能汚染による放射線曝露の有無及びそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で、株式会社理研分析センターに対し、申請人の身体から採取した尿の放射能測定検査を依頼した。

この検査費用は、8 万 4 9 9 0 円であり、これは本件事故と因果関係のある損害に当たる。

(イ) マスク購入費 2 5 9 0 円

申請人は、本件放射能汚染により、居住する東京都特別区において清浄な空気を得ることができなくなり、吸入又は経口摂取により放射性物質を体内に摂取して放射性物質の放射線の作用及び毒性的作用による健康への悪影響を受けることを低減するため、3 月 1 4 日以後、外出の際にはマスクを着用することを余儀なくされ、本件各裁定申請時まで、少なくとも 2 5 9 0 円を支出した。これは、本件事故と因果関係のある損害に当たる。

(ウ) 浄水器購入費 2 7 7 0 円

申請人は、本件放射能汚染により、居住する東京都特別区において清浄な水道水を得ることができなくなり、経口摂取により放射性物質を体内に摂取して放射性物質の放射線の作用及び毒性的作用による健康への悪影響を受けることを低減するため、3 月 1 4 日以後、浄水器を購入し、本件各裁定申請時まで、少なくとも 2 7 7 0 円の支出を余儀なくされたものであり、これは、本件事故と因果関係のある損害に当たる。

(エ) 動産移送費 1 4 6 0 円

申請人は、本件放射能汚染により、申請人の所有する動産が汚染されて減価又は滅失することを防止するため、3 月 1 9 日、重要な動産

を東京都特別区外に移動させ、本件各裁定申請時まで、少なくとも1460円の支出を余儀なくされたものであり、これは、本件事故と因果関係のある損害に当たる。

(オ) 自主避難費用3万5506円

申請人は、本件放射能汚染により、居住する東京都特別区において正常な空気を得ることができなくなり、吸入又は経口摂取により放射性物質を体内に摂取して放射性物質の放射線の作用及び毒性的作用による健康への悪影響を受けることを低減するため、3月19日から同月21日まで、東京都特別区外に避難し（以下「本件自主避難」という。）、3万5506円の支出を余儀なくされたものであり、これは、本件事故と因果関係のある損害に当たる。

(カ) 精神的損害

申請人は、身体からの放射性物質の検出が判明したことにより、耐え難い精神的苦痛を受け、精神的損害を受けた。

また、申請人は、住居内が放射性物質で汚染されることを防止するため、住居の窓枠に目張りをし、一時、玄関口にカーテンを設置して、外出からの帰宅時はカーテンの外で着衣を脱いで直ちに入浴して身体に付着した放射性物質を洗い流すこと、汚染された物から飛散するなどした放射性物質に汚染された状態での居室及び動産（自動車等）の使用を余儀なくされており、これらの放射性物質の存在により居室の占有並びに動産の占有及び所有を妨害され、精神的損害を受けている。また、マスクの着用や水道水をろ過することを余儀なくされて、その心労によって精神的損害を受けている。さらに、本件放射能汚染により、現に居住し、かつ生まれ育った古里でもある東京都特別区を含む広範囲の地域が、申請人が生きているうちにはおよそ回復されることの見込まれない汚染を受けたことにより、耐え難い苦痛を受けた。

このような申請人の精神的損害を慰謝するためには、少なくとも1日当たり1円を下らない。

エ まとめ

(ア) 本件責任裁定申請について

そこで、申請人は、本件事故発生の日（平成23年3月11日）から本件各裁定申請の受付日（同年6月21日）までの103日分の計103円の支払を求めるとともに、同月22日から、東京都特別区において同年3月10日に観測された放射線量（吸収線量率、線量当量率）を超える放射線量が連続して1年間観測されず、かつ、東京都特別区における大気、降下物（塵、雨）、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品及び母乳並びに申請人の身体から放射性物質がいずれも連続して1年間検出されなかった日から起算して1年前の日まで、同じ割合による金員、並びに、これらに対する同年3月11日から支払済みまで民事法定利率年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(イ) 本件原因裁定申請について

また、申請人が居住及び生活する東京都特別区における平成23年3月11日以降の大気中の空間放射線量（吸収線量率、線量当量率）の上昇（ただし、自然放射線量を除く。）、並びに、大気、降下物（塵、雨）、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品、母乳及び申請人の身体からの放射性物質の各検出並びに申請人の同日以降の放射線被ばく（放射性物質の体内への摂取及びこれによる内部被ばくを含む。）は、いずれも、被申請人が開設した福島第一原発における原子炉の運転並びにこれに付随してする核燃料物質及び使用済燃料の貯蔵に際して排出された核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）による、との原因裁定を求め

る。

【被申請人の認否・反論】

ア 公害・原子力損害の発生について

環境基本法2条3項の定めによると、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の状態が「公害」に該当すると認められるためには、大気の汚染等により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる状況にあると認められることが必要であると解される。

申請人は、放射線が人の健康に与える影響については、放射線量の増加と人の健康に与える有害影響の発生確率の増加とは比例関係にあり、本件事故の影響により東京都特別区において放射線量の増加が見受けられる以上、環境保全上の支障が生じており、人の健康及び生活環境を害しているから、「公害」が存在する旨主張する。しかし、放射線が人体に与える影響に関し、100ミリシーベルト以下の放射線被ばくによる健康影響（発がんリスク）については、現時点における国際的な合意によれば100ミリシーベルト以下の被ばく線量では喫煙や肥満等、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しく、疫学調査以外の科学的手法によっても、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていないという状況である。

そうすると、放射線防護や放射線管理については、公衆衛生上の観点からより安全な判断として、いわゆる閾値なしモデルの考え方に立って放射線防護や放射線管理が行われているとしても、現在、政府において避難指示の基準として設定されている年間20ミリシーベルトという基準は、健康リスク管理の観点から見て十分に低い水準であり、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準である。

また、そもそも、放射性物質に関しては、大地に含まれる鉱物、食物に

含まれる放射性物質など自然界にもともと存在するものであるし、人工放射線についても、過去の核実験や原子力発電所における事故等に基づく放射性物質が存在しているのであって、本来的に生活環境に存在しないものではない。

したがって、本件事故後、東京都特別区において、大気中等の放射線量の増加が一部認められるとしても、検出された場所、期間及びその程度は限定的なものであり、人の健康や生活環境に係る被害を生じるという程度のものではないから、東京都特別区においては、「公害」が生じた状態とは認められず、それが申請人の健康や、生活の安全・平穩を害するものとも言えない。

なお、申請人は、自己の尿から放射性物質が検出されたことをもって健康被害があるとするが、本件事故発生以前においても、日常食には一日一人当たり平均0.19ベクレル程度のセシウム137が含まれており、申請人が主張する程度の放射性物質が尿中から検出されることは、十分あり得ることである。

イ 相当因果関係のある被害について

公害紛争処理法に基づく責任裁定や原因裁定の制度は、公害の存在とは無関係に損害と事故との因果関係について判断するものではない。

また、東京都特別区においては、人の健康及び生活環境に係る被害が発生する状況に至っているとは認められないのであるから、仮に、申請人が本件事故に基づく被ばくのおそれを回避するために、申請人が損害として主張する各支出をしたとしても、それは本件事故に対する一般的・抽象的不安感や危惧感に基づくものであって、被申請人に責任がないことは明らかである。

ウ 損害額及びまとめについて

いずれも争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 争点(1) (放射性物質の排出禁止及び除去を求めることの可否) について

申請人は、本件責任裁定申請において、被申請人に対し、損害賠償のほかに、放射性物質の排出禁止及び除去を求めているが、責任裁定の対象となる紛争は、公害に係る被害についての損害賠償に関する紛争であり（公害紛争処理法42条の12第1項参照）、差止請求や作為請求に関するものはその対象となり得ない。

したがって、本件責任裁定申請に係る裁定を求める事項のうち、福島第一原発外への放射性物質の排出を禁ずること、及び、東京都特別区における大気等の生活環境及び申請人の身体中のすべての放射性物質を除去することを求める部分は、不適法な申請であって、その不備を補正することができないものであるから、却下を免れない。

2 争点(2) (本件事故と相当因果関係のある被害及び損害発生の有無) について

(1) 「原子力損害」と「公害」の関係

原賠法は、3条1項本文において、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」として原子力事業者の原子力損害に関する賠償責任を規定し、2条2項本文において、「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」をいうと定めている。そして、「原子力損害」に関しては、原賠法その他の法令上、賠償されるべき損害の範囲に関する規定が何ら存在しないから、民法上の債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任に関する一般原則に従い、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」と相当因果関係のある損害が全て含まれると解するのが相当であ

る。

他方、公害紛争処理法2条、環境基本法2条3項は、「公害」を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」と定めている。

そうすると、本件責任裁定申請においては、本件事故と相当因果関係のある損害（原子力損害）のうち、公害に係る被害から生じた損害として認められるものが損害賠償の対象となり、本件原因裁定申請においては、公害に係る被害として認められる事実と本件事故との間に、事実的因果関係があるか否かが審理の対象となると解される。

そして、前記第2. 1の前提事実に係る本件地震前の福島第一原発の運転状況、及び放射性物質の環境中への放出状況に照らせば、本件事故による放射性物質の放出が、「事業活動」としての「原子炉の運転等の際」に発生したものであり、かつ、それに伴って「相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染」が生じていることは明らかである。

したがって、申請人に本件事故と相当因果関係のある被害（健康又は生活環境に係る被害）が発生しているとすれば、それは公害に係る被害と認められるし、かかる被害との関係で合理的かつ相当と認められる範囲の損害が原子力損害として認められることになる。

そこで、以下ではまず、申請人について健康又は生活環境に係る被害の発生が認められるか否かを検討する。

(2) 健康に係る被害について

ア 法的利益性

申請人は、被ばくによる具体的な疾病や健康状態の悪化などは主張していないものの、それらの発現がなくても、被ばくによる健康リスクの増加、あるいは放射線被ばくそのものが、その量の多寡にかかわらず、申請人の健康に係る身体上の利益を侵害するものであると主張する。

そこで、そのような利益が法的に保護されたものであるか否かについて検討するに、健康の維持は、人格的利益の中でも根幹をなす要素の一つであり、それを害する要因はできる限り排除したいと思うのが通常であるから、自ら望まない健康リスク要因に暴露されないという利益は、人格的利益の一内容として法的にも保護される余地があると解される。もっとも、人が社会生活を営む上で、健康リスクとなり得る要因は無数にあり、その内容や程度も様々であるから、意思に基づかないリスク要因への暴露が、常に法的利益を侵害すると解することは現実的でなく相当でもない。

したがって、健康リスク要因への暴露については、そのリスク要因の内容・性質、申請人の暴露の程度等を考慮し、その暴露によって社会的に受容し得ない程度に健康リスクが増加すると認められる場合に限り、法的に保護された利益を侵害するものと認めるのが相当である。

以下、申請人の放射線被ばくが、社会的に受容し得ない程度に健康リスクを増加させたか否かについて検討する。

イ 放射線被ばくによる健康リスクの内容・性質

証拠（甲58ないし60、乙1、2、13）及び審問の全趣旨によれば、放射線による人体への影響に関して、次のような知見等の存在が認められる。

- (ア) 放射線被ばくによる健康影響のメカニズムは、放射線によりDNAが損傷し、突然変異が起こり、さらに多段階の変異が加わり正常細胞ががん化するというものであり、その身体的影響は、急性障害、胎児

への障害及び晩発性障害などに分類される。また、線量の増加とともに現れる確率が増加するとみなされる影響を確率的影響と言い、あるレベルの線量を超えると必ず現れる影響を確定的影響と言う。

I C R Pは、2007年の勧告において、確定的影響に関しては、吸収線量が約100ミリグレイの線量域までは臨床的に意味のある機能障害を示すとは判断されないとする一方、確率的影響（がんのリスク）に関しては、直線閾値なしモデル（低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方）を維持し、計画被ばく状況での公衆被ばく限度を年間1ミリシーベルトとしており、我が国の一般公衆の年間線量限度も同じ基準が用いられている。

- (イ) 平成23年12月に作成された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（以下「低線量被ばく報告書」という。）は、確率的影響に関して、「広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている」ことや、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる」こと（なお、同報告書における「国際的な合意」とは、原子放射線の影響に関する国連科学委員会、世界保健機関、国際原子力機関等の報告書を意味する。）、「低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されて」おり、「この効果は動物実験においても確認されている」ことなどを指摘している。
- (ウ) 他方、米科学アカデミーは、「放射線被ばくは低線量でも発がんリ

スクがあり、職業上の被ばく線量限度である5年間で100ミリシーベルトの被ばくでも約1%の人が放射線に起因するがんになるとの報告書」をまとめ（甲58）、名古屋大学情報連携基盤センターの研究グループも、疫学調査において、「広島で被爆した人のうち、浴びた放射線が少量で健康に影響が少ないとされた人でも、被爆していない人よりがんで死亡する率が高い」結果となったこと（甲59）を指摘している。

ウ 申請人の被ばくの程度

本件事故に伴う申請人の被ばくの程度について、正確な資料はないが、文中掲記の証拠によれば、東京都特別区における環境中の放射線量の推移、申請人の生活状況、申請人の尿中から検出された放射線量について、以下の事実が認められる。

(ア) 東京都特別区における環境中の放射線量

a 大気

東京都健康安全研究センターは、東京都新宿区百人町三丁目24番1号の地上から約18メートルの位置に設置したモニタリングポストで、大気中の放射線量を測定し、その結果を公表している（乙3）。これによると、3月15日に、3月1日から9月28日までの間の最高値である、0.809マイクログレイ毎時（0.809マイクロシーベルト毎時に相当する。）が検出された。

さらに、同センターでは、1か月間の降下物（降下煤じん、雨水等）についても放射線量の測定調査を行っており、その測定結果は、3月1日から4月1日までの間に、ヨウ素131が2万9000ベクレル/m²、セシウム134が8500ベクレル/m²、セシウム137が8100ベクレル/m²であったが、同日から5月7日までの間では、ヨウ素131が50ベクレル/m²、セシウム134が29

0ベクレル/m²、セシウム137が280ベクレル/m²となり、8月1日から9月1日の間では、ヨウ素131が不検出、セシウム134が8.5ベクレル/m²、セシウム137が9.4ベクレル/m²と大幅に減少している（甲33）。

なお、練馬区保育課が、財団法人千葉県薬剤師会検査センターに依頼して8月26日に実施した、区内2箇所の保育園の園庭及び砂場における空間放射線量の測定結果は、園庭における測定高50cmの放射線量が0.090～0.091マイクロシーベルト毎時、測定高5cmで0.089～0.092マイクロシーベルト毎時、砂場における測定高50cmが0.176～0.202マイクロシーベルト毎時、測定高5cmで0.196～0.261マイクロシーベルト毎時であり、さらに、11月4日から同月10日にかけて実施した区内39箇所の遊び場における測定の結果、1箇所で、区の対応基準値である0.24マイクロシーベルト毎時を超過する0.36マイクロシーベルト毎時が検出された（甲47、49）。

b 水道水

東京都水道局は、3月23日付けで、前日に採水した金町浄水場の浄水（水道水）から、食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値100ベクレル/kgを超過する濃度（210ベクレル/kg）の放射性ヨウ素（ヨウ素131）が検出されたことを公表するとともに（セシウム134、137は、いずれも不検出）、23区及び一部の多摩地域の住民に対して、乳児による水道水の摂取を控えるように指示した（乙4）。

3月22日から4月30日までの間における金町浄水場の浄水の放射線測定の結果によると、セシウム134及び137は、全て不検出であり、ヨウ素131も、上記の3月22日の検出値から急速

に減少し、3月30日には15ベクレル/kgとなり、同月31日以降は、4月3日及び同月4日を除き（検出限界値が8又は7ベクレル/kgであるのに対し、両日とも8ベクレル/kgである。）、いずれも不検出である（甲42，43）。

c 土壌

東京都健康安全研究センターが、9月6日に、同センター敷地内の土壌を採取し、その放射線量の測定をしたところ、深さ0ないし5cmの土壌から、セシウム134が6700ベクレル/m²、セシウム137が8000ベクレル/m²検出された（ヨウ素131は不検出であった〔検出限界70ベクレル/m²〕。）（甲45）。

d 動植物及び食品

東京都福祉保健局では、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された牛肉の東京都内における販売等の状況を調査しており、3月30日から7月12日までに屠畜されて販売等がされた牛肉に関する調査の結果、最高検出値は、2300ベクレル/kg（出荷地福島県，屠畜日6月7日）であり、江戸川区と武蔵野市内の飲食店において、全量（合計16.7kg）が提供されていた（甲55）。

(イ) 申請人の生活状況等

証拠（甲13ないし17，84）によれば、申請人（男性）は、昭和○年×月△日に出生し（本件事故当時35歳）、本件事故発生前から現在に至るまで、東京都練馬区内に居住し、千代田区内の勤務先に通勤する生活を送っているところ（3月19日から同月21日まで本件自主避難をしているが、基本的な生活圏は、住居地周辺と勤務先周辺であると窺われる。）、9月11日から同月12日にかけて自己の尿を採取し、株式会社理研分析センターに、ヨウ素131、セシウム134及びセシウム137の測定を依頼した結果、その尿から、セシ

ウム134が0.096ベクレル/kg（検出下限は0.077ベクレル/kg）、セシウム137が0.13ベクレル/kg（検出下限は0.074Bq/kg）検出されたこと（なお、ヨウ素131は検出されなかった〔検出下限は0.076ベクレル/kg〕。）が認められる。

エ 判断

上記イのとおり、放射線被ばくによる発がんリスクは、100ミリシーベルトを超えなければ明確な増加が認められないものの、発がんリスク自体、生命・健康に重大な影響を及ぼすものであり、ICRPも、確率的影響に関して直線閾値なしモデルを採用し、公衆の年間線量限度を1ミリシーベルトと勧告していることからすれば、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、社会的に受容し得ない程度の健康リスクの増加として認められる場合もあると言うべきである。

もっとも、上記の米科学アカデミーや名古屋大学情報連携基盤センターの報告内容においても、「職業上の被ばく線量限度である5年間で100ミリシーベルトの被ばくでも約1%の人が放射線に起因するがんになる」、「（広島での）被爆者を被ばく線量によって極低線量（0.005シーベルト未満）、低線量（0.005～0.1シーベルト）、高線量（0.1シーベルト以上）に区分。それぞれの各種がん死亡率を非被爆者のものと比較した結果、極低、低線量の被爆者は非被爆者よりも固形がん（白血病など造血器系を除くがん）で1.2～1.3倍高く、肝がんでは1.7～2.7倍、子宮がんは1.8～2倍高かった」ことなどが指摘されるにとどまり、自然放射線量をわずかでも超える被ばくがあれば直ちに発がんリスクが増加することを裏付けるものではない。

そして、申請人の正確な被ばく線量は明らかでないが、上記ウ認定に係る東京都特別区における環境中の放射線量の推移等、申請人の生活状況、及び尿中の放射性物質の量からすれば、その被ばくの程度は、自然放射線

量と同等かそれをわずかに超える程度と推認され、これを覆すに足りる証拠はない。なお、独立行政法人放射線医学総合研究所のホームページに掲載されている「放射線被ばくに関するQ & A」 (<http://www.nirs.go.jp/information/qa/qa.php>) の設例「一日分の尿ならある程度の被ばく量が推定できると聞き、頑張って子どもの尿を集め、測定してもらいました。この測定値から、どのように被ばく量を推定するのでしょうか。」の回答によれば、尿中には1リットル当たり約40ベクレルの自然放射性核種であるカリウム40が存在しており、それが放射性セシウムとよく似た放射線を放出すると考えられるため、仮に尿中から微量の放射性セシウムが検出されたとしても（設例では1リットル当たり数十ベクレルという測定結果）、自然放射線による線量と同等かそれ以下であったと言える」と解説されており、申請人の被ばく線量は、明らかにこれより低いものと言える。

そうすると、放射線被ばくによる発がんリスクは、生命・健康に重大な影響を及ぼすものではあるが、申請人の被ばくの程度では、そのリスクが増加したことを推認することができないと云わざるを得ないから、社会的に受容し得るリスク増加の程度を詳細に検討するまでもなく、申請人について健康に係る法的利益の侵害を認めることはできない。

この点、申請人は、直線閾値なしの考え方に立脚し、①人体に有害な放射性物質を体内に存在させられたこと自体が身体・健康上の利益の侵害である、②低線量被ばくであっても、確率的影響は増加するのであり、その多寡にかかわらず、身体・健康上の利益を侵害している、③「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」においては、原子力発電所周辺の公衆被ばく線量目標値が、1年間に50マイクロシーベルトとされており、ICRPの勧告においては、公衆被ばく線量限度が1年間に1ミリシーベルトとされていることから、申請人は、これらの数値以上の被ばくを受けないという利益を有している、④仮に、本件放射能汚染による被

ばくのみでは疾病又は傷害が発現しないとしても、他の要因による被ばくが重疊的に作用して、疾病又は傷害が発現する可能性があり、身体・健康上の利益を侵害している、などと主張する。

しかしながら、一般に、直線閾値なしモデルは、直線的なリスク増加が科学的に証明されたからではなく、その不確実さを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立ち、被ばくを低減する手段として採用されているものであるから（低線量被ばく報告書）、リスク増加に関して何らの裏付けもないのに、単にそれだけを当てはめて法益侵害を認定することはできず、上記①、②及び④のような考え方は採用できない。また、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」や、ICRPの勧告によって示された数値は、それ以上の被ばくを受けないという個々人の権利の内容として設定されたものでないことは明らかであるから、仮に、被ばく線量がこれらの数値を上回ったとしても、そのことだけで、直ちに法益侵害が認められるものではなく、上記③の主張も採用できない。

(3) 生活環境に係る被害について

ア 法的利益性

申請人は、本件放射能汚染により、放射線の少ない環境で安全かつ平穩に生活する利益、清浄な空気、水、土壌及び食品を享受して生活する利益を侵害されたと主張する。

そこで、この点についても、そのような利益が法的に保護されたものであるか否かについて検討するに、生命・健康・財産に関して重大な不安を抱かせる環境要因が存在する場合、それが客観的には生命等への影響を及ぼさないものであるとしても、心理的に行動が制約されるなどして日常生活の平穩を害する場合もあるから、人が生命・健康・財産に関して、環境要因によって重大な不安を抱くことなく日常生活を送ることは、人格的利益（平穩な生活を営む利益）の一環として、法的にも保護される余地があ

ると言うべきである。もともと、その不安に合理的根拠がなく、単に主観的・抽象的なものにすぎない場合は法的保護に値しないから、本件放射能汚染との関係でこうした人格的利益の侵害を認めるためには、本件事故や放射性物質の拡散状況に関し一般人が受け取る情報内容を前提として、申請人の生活状況の下で、本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる必要があると解する。

以下、かかる合理性・相当性の有無について検討する。

イ 本件事故の状況や放射性物質の拡散状況に関する情報内容

前記前提事実(2)、前記(2)ウ(ア)に係る認定事実、証拠(甲42、43、47、49、63ないし66、乙4)及び審問の全趣旨によれば、3月12日に1号機において、同月14日には3号機において、それぞれ水素爆発が発生して原子炉建屋が崩壊し、こうした状況を受けて、内閣総理大臣が、3月12日に、前日までは福島第一原発から半径3km圏内であった避難区域を半径20km圏内まで拡大し、同月15日には、半径20km～30km圏内を屋内退避区域とするなど、順次それらの区域を拡大させており、ニュース番組の中でも、被ばく回避の措置(ドアや窓を閉じる、換気扇の停止、マスク着用、着替え、手洗い等)を呼びかけていたこと、また、同月15日、東京都新宿区内のモニタリングポストで、それまでの最高値である0.809マイクログレイ毎時が計測され、同月23日には、前日に採水した金町浄水場の浄水(水道水)から、放射性ヨウ素(210ベクレル/kg)が測定されたこと、他方で、3月15日以降、福島第一原発で新たな爆発事故は発生しておらず、予断を許さない状況が続いていたものの、原子炉及び使用済燃料プールへの海水の注入等により、核燃料の冷却措置が進められたこと、東京都特別区内の大気中の放射線量は、その後の福島第一原発からの継続的な放射性物質放出にもかかわらず、3月15日の数値を上回ることなく(4月2日以降は、最大値で毎時0.1マイクログ

レイを上回ることはなく、徐々に低下しており、8月以降は、おおむね0.05ないし0.06マイクログレイで推移している。) 、水道水についても、時間の経過とともに放射性物質が検出されなくなったこと、4月22日に、福島第一原発から半径20～30km圏内の地域のうち、計画的避難区域(事故発生からの年間放射線積算量が20ミリシーベルトを上回るおそれがある地域)に該当する区域外の区域が、緊急時避難準備区域に指定されたが、いずれの区域も福島県内であること、これらの情報は、いずれも各メディアを通じて報道されていたことなどの事実が認められる。

ウ 判断

上記イのとおり、本件事故発生当初は、テレビ等を通して、水素爆発により原子炉建屋が崩壊した状況などの衝撃的な映像が全国に流れるとともに、避難区域等が徐々に拡大され、放射性物質の拡散や健康影響についての情報も錯綜するなどして、国民の間で大規模な原子力事故に対する不安と緊張が高まっていたことが認められ、また、東京都特別区内の環境中にも、本件事故によって放出された放射性物質が到達したことが次第に明らかとなり、都民の間でも放射線被ばくに対する不安が広がっていたことも認められるから、申請人に限らず、マスクを着用したり、西日本方面へ避難したりした者も少なからず存在したものと推測される。その意味で、申請人が本件事故発生から3月19日までの間に採った被ばく回避行動は、必ずしも考えられないものとはまでは言えない。

しかしながら、福島第一原発が危機的な状況にあったとは言え、同原発から東京都練馬区までは約220kmの距離があり(公知の事実)、政府の避難指示はもちろん、各メディアの報道も、東京都民に対してまで、自主避難やマスク着用などの被ばく回避行動を採ることを呼びかけていたわけではないし、仮にそのような情報が流れていたとしても、直線閾値なしモデルと同様、健康に対する現実的影響を前提とするものではないことは明

らかである。なお、この点、申請人は、報道番組で、避難指示が出ている地域以外の地域でも放射性物質から身を守る必要がある旨及びその方法が繰り返し放送されたと主張するが、提出された証拠（甲63ないし66）によれば、屋内退避、マスク着用、ドアや窓の閉鎖等の呼びかけは、基本的に避難指示が出された区域内の住民に対してなされたものであり、「10キロ圏より外におられる方」（甲66の10頁等）というのは、10km圏周辺の住民を意味するのであって、東京都民など遠隔地の住民を念頭に置いた言葉でないことは、その文脈から明らかである。

また、そもそも、申請人が指摘する環境要素（大気、降下物〔塵、雨〕、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品及び母乳）の全てが、申請人の生活環境の構成要素であるとは到底解されないが、それを置くとしても、前記(2)ウ(ア)のとおり、東京都特別区における環境中の放射線量は、当時の情報としても、成人がその環境中で生活することによって生命・健康・財産に影響が生じるというものではなく、政府が健康影響の観点から設定した避難区域等も、福島県内にとどまり、東京都は全く含まれていない。

このように、本件事故発生当初の時期における、本件事故及び放射性物質の拡散状況に関する情報内容からすると、東京都練馬区に居住する成人男性が、放射線被ばくにより健康影響が生じる可能性があるとか、所有する財産の価値が低下する可能性があるなどと考える合理的根拠は何ら提供されていなかったと言うべきであり、本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当であるとは認められないから、本件事故によって申請人が平穏な生活を営む利益を侵害されたとまでは認めることができない。

なお、申請人は、原子力委員長近藤駿介が平成23年3月25日付けで作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」（甲85）

において、一定の場合には、福島第一原発から半径250kmの範囲（東京都のほぼ全域が含まれる。）が、避難が必要な程度に汚染されると推定されている点を指摘し、自らの被ばく回避行動が合理的なものであったと主張するが、上記文書は、政府としての危機管理上、本件事故に関する最悪の事態を想定する必要があったために作成されたものと推察されるから、結果的に、申請人の採った行動が、その最悪の事態に即したものであったとしても、当時の現実の状況から見て、一般人が想定し得るものでない限り、直ちにその行動が合理的な不安に基づくものであると言うことはできない（そもそも、上記文書は、その作成日付で公表されていたものでないから、申請人が、当時これに基づいて行動を採ったということもあり得ない。）。

また、申請人は、9月11日から同月12日にかけて、自己の尿を採取し、尿中の放射線量を分析する検査を依頼しているが、本件事故発生から日が経つにつれ、事故の原因及び経過、放射性物質の拡散状況及びその推移が明らかとなり、事故当初の情報不足から生じた混乱や不安もおおむね解消され、本件事故自体についても、循環注水冷却など安定化に向けた措置が講じられている（公知の事実）から、福島第一原発からの放射性物質の放出は継続しているとしても、9月の時点で、申請人が自己の生命・健康・財産に重大な不安を抱くことについて、合理性・相当性を認めることはできず、その時点でも、平穏に生活する利益の侵害は認められない。

これに対し、申請人は、健康に係る被害と同様、わずかでも環境中の放射線量が上昇すること自体が、平穏な生活を害するものであると主張するが、その主張は直線閾値なしモデルを唯一のよりどころとするものであって、採用することはできない。

(4) まとめ

このように、申請人については、本件事故と相当因果関係のある被害（法

的利益の侵害)の発生が認められず、申請人が放射線被ばくや本件放射能汚染により精神的苦痛を受けたり、被ばく回避行動(マスク・浄水器購入、動産移送、自主避難、放射能測定検査)に伴う費用を支出したりしたとしても、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないから、本件責任裁定申請には理由がない。

なお、申請人は、本件責任裁定申請において、原賠法3条1項本文に基づく損害賠償請求を主位的請求とし、民法709条、710条に基づく損害賠償請求を予備的請求とするが、原賠法に基づく原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした、民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、申請人が主張する被害及び損害が、本件事故と相当因果関係のあるものとして認められない以上、過失の有無にかかわらず、民法上の不法行為が成立する余地はないと言うべきである。

また、これまで述べたところによれば、申請人が、本件原因裁定申請において被害の内容とする、本件事故後の東京都特別区における大気中の空間放射線量の上昇、大気、降下物(塵、雨)、海水、水道水、土壌、汚泥、焼却灰、動植物、食品及び母乳からの放射性物質の検出は、いずれも申請人の生活環境に係る被害には当たらないし、申請人の被ばく及びその身体からの放射性物質の検出も、申請人の健康に係る被害には当たらず、結局、申請人には、「公害に係る被害」が生じているとは認められないから、申請人の主張する上記事実と本件事故との間の事実的因果関係の有無を判断するまでもなく、本件原因裁定申請には理由がない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件責任裁定申請のうち、被申請人に対し、福島第一原発外への放射性物質の排出を禁ずることを求める部分、並びに、東京都特別区における大気等及び申請人の身体中の放射性物質を除去することを求め

る部分は不適法であるから、これらを却下することとし、その余の本件責任裁定申請並びに本件原因裁定申請はいずれも理由がないから、これらを棄却することとする。

よって、主文のとおり裁定する。

平成24年6月22日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大 内 捷 司

裁 定 委 員 堺 宣 道

裁 定 委 員 高 橋 滋